

エリアマネジメント団体 ガイドライン策定にあたって

- [1] エリアマネジメントとは
- [2] エリアマネジメント活動の実施主体
- [3] ウォーカブルなまちづくりとの関係性
- [4] エリアマネジメント団体ガイドラインについて

エリアマネジメントとは

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み

エリアマネジメント



町会



商店街



活動団体



NP0法人



企業



一般社団法人



エリアマネジメントの様々な活動

まちの
賑わいづくり

地域ルール・
コミュニティ
づくり

公共施設・
公共空間の
整備・管理

防災・防犯、
環境維持

まちの
情報発信

エリアマネジメントの活動例



まちについての検討



まちの賑わいづくり



まちの情報発信

2020 March No.29
Call me FAB!

エリアマネジメントのポイント

ポイント1

「つくること」
だけでなく
「育てること」

ポイント3

多くの住民・
事業主・地権者等が
関わり合いながら
進めること

ポイント2

行政主導ではなく、
住民・事業主・
地権者等が主体的に
進めること

ポイント4

一定のエリアを
対象にしていること

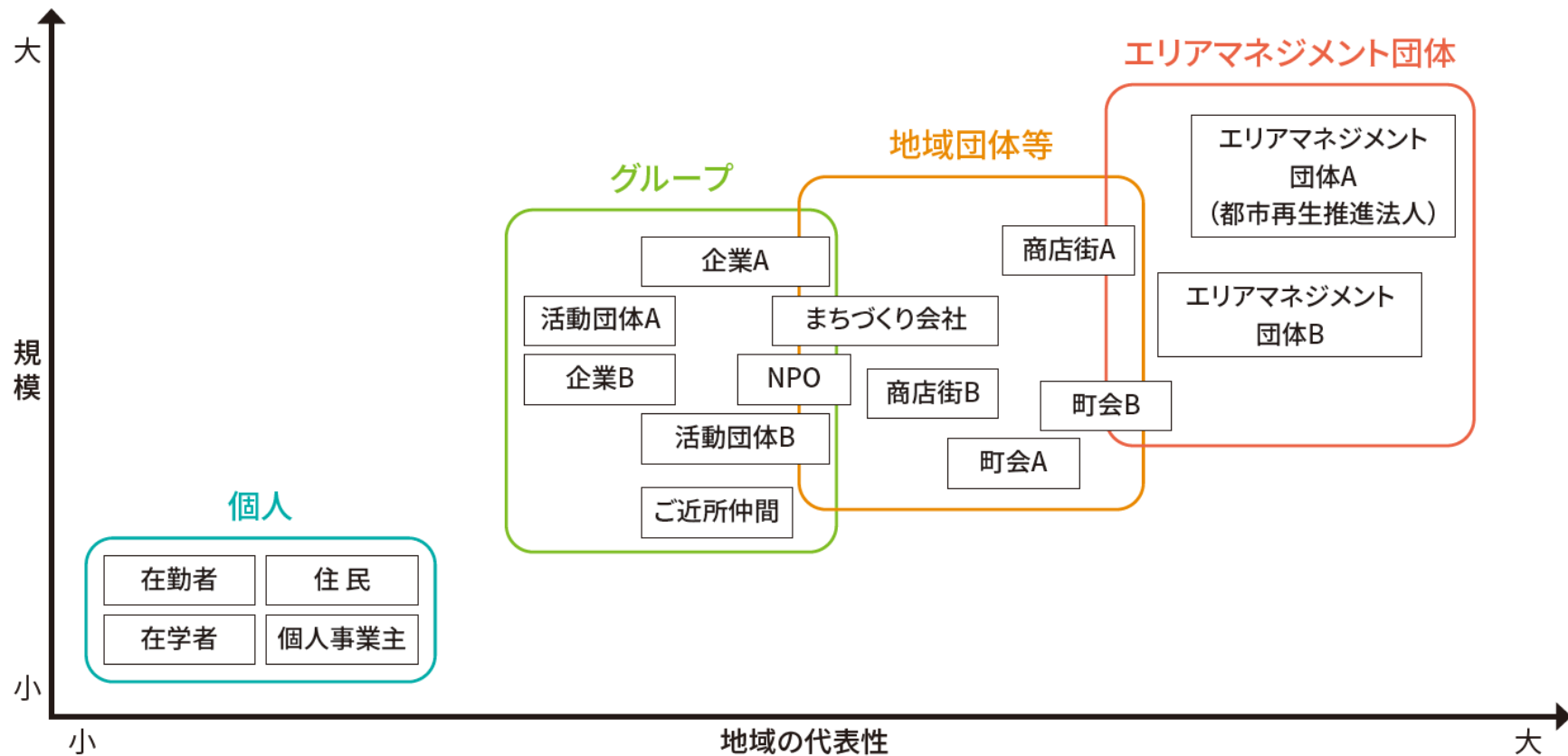
エリアマネジメントのメリット

地域活力の
回復・増進

資産価値の
維持・増大

地域への愛着や
満足度の高まり

エリアマネジメントの実施主体



エリアマネジメント団体とは

地域主体の取組みを行う地域における良好な環境や、地域の価値の維持・向上など、様々な目的を持って各種活動を行う組織



町会



商店街



活動団体



NPO法人



企業



一般社団法人

エリアマネジメント団体



まちのつなぎ役

ウォーカブルなまちづくりとは

千代田区におけるウォーカブルなまちづくりのイメージ



QOL の向上、地域の愛着・つながりの強化

ウォーカブルなまちづくりの展開

ウォーカブルな要素の活用による
滞留空間の創出
回遊空間の創出



空間を活用した QOL を向上させる
活動の展開とその日常化

地域ごとの課題

エリアマネジメント活動推進ガイドラインとは

地域に関わる一人ひとりの
「エリアマネジメント活動」を推進する
ため、まちを「使いこなす」ことに
チャレンジできるように、公共空間など
の活用方法などをまとめたガイドライン



エリアマネジメント団体ガイドラインの位置付け

ウォーカブルなまちづくり

ウォーカブルなまちづくりの展開によるQOLの向上、地域の愛着・つながりの強化

千代田区と関わる多様な主体の力の集約

在住・在勤・在学者・来訪者

企業・団体等

行政

地域による地域のための活動

滞留空間の創出

空間を活用した活動

回遊空間の創出

エリアマネジメント活動推進ガイドライン

利用できる制度等を示し、チャレンジを支援

NEW エリアマネジメント団体ガイドライン

エリアマネジメント団体の設立、継続的な運用を支援

エリアマネジメント団体ガイドライン

- ・ エリアマネジメント団体の設立・運用
- ・ 町会や商店街等エリアマネジメント団体内での連携のあり方
- ・ 区独自の認定制度（案）および支援制度